平成30年度 町県民税の所得申告の受付と相談について

所得申告の時期となりました。 つきましては地区ごとに申告の受付と相談を行いますので、下記の日程表をご確認の上お越しください。

なお、それぞれの地区で申告できない人は、下記の日程以外の時間帯に役場町民課(税務係)で3月15日 (木)までに申告をしてください。

申告の対象は、平成30年1月1日現在、松野町に住所を有する人で、平成29年1月1日から平成29年 12月31日までの所得です。

前年中に無収入の人でも申告していない場合は、国民健康保険税の軽減が受けられないほか、所得・課税(非課税)証明書等の発行や、児童手当の受給資格認定のための判定ができなくなります。

1 申告に必要なもの

- (1)事業(農業・営業・その他)の収入支出のわかる帳簿・書類(収入内訳書・通帳・領収書など)
- (2)給与、公的年金のある人は、それぞれの源泉徴収票
- (3)一時所得(個人年金や生命保険満期の受け取り等)のわかる書類
- (4)社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書、生命保険料・地震(旧長期損害)保険料の支払証明書
- (5) 医療費控除を受ける人は、医療費の領収書や保険等で補てんされた金額がわかる書類、通帳など
- (6)住宅借入金(取得)等、特別控除を受ける人は、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書など
- (7)障害者控除(扶養控除の障害者も含む)の適用を受ける場合は、身体障害者手帳等
- (8) 印鑑
- (9) 所得税を口座振替で納付される人や還付金の受け取りが見込まれる人は、本人名義の通帳と印鑑

平成29年度の申告から、マイナンバーの記載が必要となっております。以下の書類をご持参ください。

- ・ 番号確認できるもの(マイナンバーカード・通知カード・マイナンバーが記載された住民票のいずれか1つ)
- 本人確認できるもの(免許証・パスポート・健康保険証・介護保険証・障害者手帳等)
- ※ 扶養親族等についてもマイナンバーの記載が必要となります。

2 所得申告の受付・相談の日程

地区名	対象地区	月日	曜日	時 間		場所
松 丸	全 域	2月16日	金	9:00 ~	15:00	町民センター
延野々	東組 仲組 野尻 住宅組	2月20日	火	9:00 ~	15:00	延野々集会所
	五郎丸 古井谷	2月21日	水	9:00 ~	12:00	
豊岡後	全域	2月22日	木	9:00 ~	15:00	豊岡後集会所
豊岡前	全域	2月23日	金	9:00 ~	15:00	豊岡前集会所
富岡	全域	2月27日	火	9:00 ~	15:00	富岡公民館
上家地	全 域	2月28日	水	13:00 ~	15:00	上家地集会所
目 黒	国木谷 下組 中央1 中央2	3月1日	木	9:00 ~	15:00	・目黒基幹集落センター
	西の川 上目黒	3月2日	金	9:00 ~	12:00	
吉 野	西組 梁瀬 豊盛	3月5日	月	9:00 ~	15:00	吉野生公民館
	町組 上在 (葛川)	3月6日	火	9:00 ~	12:00	
蕨 生	鳥居 鈴井 真土	3月7日	水	9:00 ~	15:00	- 蕨生集会所
	谷口 延行 (奥内) (葛川)	3月8日	木	9:00 ~	12:00	
奥野川	全 域 (奥内)	3月9日	金	9:00 ~	15:00	奥野川住民センター
町 内 全 域		3月11日	日	9:00 ~	15:00	町民センター

3 申告会場でのお願い

例年、会場は大変混雑します。混雑解消及び迅速な申告受付のため、次のことについてご協力 をお願いします。

(1)農業、不動産、営業所得のある方

収入金額や必要経費については、ご自身で事前に費目ごとに集計してお越し下さい。

- ※ 平成26年1月から白色申告の方でも記帳・帳簿等の保存義務があります。
- (2)医療費控除を受ける方

受診者、医療機関ごとに、ご自身で医療費を集計してお越し下さい。

4 問い合わせ先

役場町民課 税務担当 ☎42-1112